

合志市立小中学校を通じたチラシ等の配布について

令和7年6月 合志市教育委員会

(令和8年5月 一部改正)

合志市立小中学校を通じたチラシ等の配布につきましては、文科省が提唱する「学校における働き方改革の推進」に向け、子どもたちと向き合う時間をこれまで以上に確保するとともに、教職員による配布物の仕分け及び配布作業に要する時間を削減し、学校および教職員の負担軽減を図ることを目的に、以下の基準により制限することとしましたのでお知らせします。

【 配布基準 】

配布物の内容	配布の可否
合志市または合志市教育委員会から協賛または後援の承認を受けているもの	配布できます。
市内地域コミュニティ活動または自治公民館活動	
市内社会教育等関連団体が実施するもの（市子ども会、スポーツ少年団、市体育協会、市文化協会 等）	
公的機関（国・県・その他公共団体）が実施するもの	
合志市または合志市教育委員会の取り組みと関連がある事業（部活動地域移行クラブ、放課後子ども教室、市内企業等の体験活動、児童生徒向けの作品コンクール 等）	以下の要件（※6）を満たすものに限り配布できます。
上記以外の団体、法人等	配布できません。

※1 チラシ配布を希望する場合は、必ず事前に学校教育課へご相談ください。

※2 配布が可能な場合は、①チラシの電子データおよび②学校への依頼文（校長あて）をメールにて学校教育課まで提出してください。（kyoiku@city.koshi.lg.jp）

※3 各学校への配布については、原則電子データにて行います。

※4 学校運営等に支障をきたす恐れがあるときは、配布を行わない場合があります。

※5 ポスター掲示に関する基準も上記と同様です。（掲示は紙媒体で行います。）

※6 「上記以外の団体、法人等」については、学校を経由しない方法（自らのホームページへの掲載など）での周知をお願いします。

※7 「合志市または合志市教育委員会の取り組みと関連がある事業」における配布条件

- ・ 合志市教育委員会の教育施策推進上、有益であると認められるもの。
- ・ 本市の区域内で開催されるもの、若しくは国や県から名義後援等の承認を受けて本市に隣接する地域で開催されるもので、いずれも小中学生を対象としたもの。
- ・ 法令または公序良俗に反する事業等でないこと。
- ・ 政治的活動または宗教的活動でないこと。
- ・ 営利または商業的行為を目的としないものであること。